

令和2年第3回岩国市議会定例会会議録（第1号）

○8番（武田伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。8番 憲政会の武田伊佐雄です。通告に従い一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染症の余波対策について。

（1）本市における医療現場の状況把握について伺います。

本市において新型コロナウイルスの感染者が初めて確認されたのは4月11日でした。本日までに3件の感染者の確認が報告されています。その間、さまざまうわさやデマによる問い合わせが私たち議員のところにもありましたが、その都度、「県や市から発表されることが事実であり、不確かな情報に踊らされないように気をつけてください」と相談された市民の皆様にはお願いしてまいりました。

しかし、感染者数の報道がされる一方で、相談窓口は県が対応という理由により、本市における相談者数とPCR検査数の把握までできているという状況にはなかったことは残念に感じております。

PCR検査の結果、陽性と診断された感染者数の把握は当然重要ですが、陰性と診断されても大丈夫ということはなく、ましてや相談しても検査されていない件数がどの程度あるのか情報がないというのでは、本市が新型コロナウイルスに対してどのような脅威にあるのか判断するデータが少ないのではないかと考えております。

2月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、もうすぐ4カ月がたとうとしています。現在ではどの程度、新型コロナウイルス感染症の相談に対する状況把握ができるようになっているのか、その取り組みをお示してください。

また、本市における医療体制について目を向けたとき、内科だけではなくさまざまな分野の専門医も多くおられます。医療物資の不足に対しては、手づくりのフェイスガードや医療用ガウンが提供される場面も多くメディアで報じられ、みんなで支え合っている姿を目にしてきました。オール岩国の医療体制として関係機関とどのような連携がなされているのか、その取り組みをお示してください。

（2）本市における教育現場の対応について伺います。

新型コロナウイルス感染症対策として3月に全国一斉の臨時休業が行われてから、教育現場においても今まで経験したことがないような状況が続いております。学校休業中の話になりますが、地元の学校では一時期、先生がプリントを届けてくださったこともありました。大規模校では、保護者が学校にプリントをとりに行くというケースも耳にしました。子供たちの学びを守るために、多くの方々から御尽力いただいたことと思います。そのような経験を経て、現在、児童・生徒が当たり前のように学校に登校できるというのは本当にありがたいことだと感じております。

とはいえ、新型コロナウイルス感染症の脅威は去ったわけではなく、年度当初からの臨時休業中の学業を補うため、夏休みが短縮されるということも含め、今後も予断を許さない状況にあると思います。

北九州市では、学校でクラスターが発生したのではないかと報道があった中で、本市においても、再度臨時休業となった場合を想定してどのような対応を検討されているのか、お示してください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○市長（福田良彦君） 皆さん、おはようございます。それでは、武田議員御質問の第1点目の新型コロナウイルス感染症の余波対策についての（1）本市における医療現場の状況把握についてお答えいたします。

本年1月16日、我が国において新型コロナウイルス感染症患者が確認され、国においては改正新型

インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部が設置され、山口県においても新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。

本市においては、2月21日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、その後、山口県岩国健康福祉センターや医師会など関係機関と緊密に情報共有・意見交換等を行っているところであります。

県内の1月31日から6月15日までの感染者数や相談件数、PCR検査数の状況につきましては、感染者数が37人、相談件数が2万8,207件、PCR検査数が1,938件となっており、そのうち岩国圏域については、感染者数は3人、相談件数は2,848件となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する相談があった場合の対応につきましては、国において住民が相談を行う目安として、「息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがある場合」と示されています。

これらの症状があらわれた場合は、まずは岩国健康福祉センター内に設置されている帰国者・接触者相談センターに電話による相談をしていただくこととなります。

また、小児については、小児科による診察が望ましいとされており、帰国者・接触者相談センターのほか、かかりつけ小児医療機関に電話などにより相談をしていただきます。

こうした相談を受けた際、感染が疑われる患者の要件として国は、「発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴がある方」「発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航・居住していた方、または渡航・居住していた方と濃厚接触歴がある方」というふうに示されております。

これらの要件を踏まえ、感染の疑いがない場合は一般医療機関またはかかりつけ医への受診を御案内することとなり、感染の疑いがある場合は帰国者・接触者相談センターから帰国者・接触者外来のほうに紹介することとなります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による全国の診療所の受診状況につきましては、日本医師会の調査によりますと、全国的には3月の初診料が前年同月と比較し約3割減、同じく再診料は約1割減となっております。この初診料と再診料の減少につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により新規の受診を控えられた方や、また、薬の長期処方等により診察回数が減少した方が影響しているものというふうに推察されます。

本市の状況についても、岩国市医師会等に確認したところ、不要不急の通院を控えた方や、定期的に通院して診察を続けている方のうち、電話で再診を受け薬の処方のみを受けた方などがふえたことにより、受診者数が減少していると同っているところであります。

また、4月以降の外来の受診者数については、岩国医療センターにおいて2割弱の減少、岩国市医療センター医師会病院においては前年とほぼ同数であるというふうに伺っております。

次に、地域外来・検査センターにつきましては、4月11日に市内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認され、4月15日には国において地域外来・検査センターの設置運営の方針が示されました。

こうした状況を受け、市におきましては、4月中旬以降、新型コロナウイルス感染症のさらなる検査体制の確立のために、地域外来・検査センターの設置に向けて、山口県や医師会等関係機関と協議・調整をしているところであります。

5月中旬には、山口県と地域外来・検査センターに関する本市の考え方などにつきまして、意見交換等を行いました。

そうした中、5月27日には新型コロナウイルス感染症についての国の第2次補正予算案が閣議決定され、地域外来・検査センターの設置とPCR・抗原検査の実施に366億円が計上されています。

このほか、市としましては、4月28日に岩国健康福祉センターで開催された、新型コロナウイルス感染症に関する会議に参加し、感染症の発生状況や帰国者・接触者相談センターの対応状況、感染拡大に対応した医療提供体制の報告や岩国圏域における各機関の取り組みなどについて協議を行っております。

さらに、本市の取り組みとして岩国市医師会や岩国市医療センター医師会病院、岩国医療センターへの受診状況や不足物資等の近況確認を随時行っているところであります。

これらの不足物資への対応につきましては、サージカルマスクにつきましては、市で確保したものや個人・団体からの寄附を受けたものを約4万枚、消毒用アルコールにつきましては、地元の企業や複数の酒造会社から寄附を受けたものを650本、また、フェイスシールドも寄贈いただき、それぞれ複数回に分けて医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会等に配付をさせていただいております。

市としましては、医師会等関係機関から、新型コロナウイルス感染症に関する可能な限りの情報収集・現状把握に努めているところであり、これまで得られたものを教訓に、市民の皆様の不安の解消を図るため、引き続き、山口県や医師会等と連携して、検査体制の拡充などに努めてまいりたいと考えております。

○教育長（守山敏晴君） 第1点目の新型コロナウイルス感染症の余波対策についての（2）本市における教育現場の対応についてお答えいたします。

本年2月ごろから全国的な発生を見せ始めた新型コロナウイルス感染症は、急速な感染拡大へとつながり、3月には全国一斉の臨時休業が行われるなど、教育現場はかつて経験したことがない事態に直面しました。本市では、新年度4月8日に学校を再開することができましたが、4月15日から5月6日までの間、再度臨時休業となるなど、新型コロナウイルス感染症に係る問題は先が見通せないものであることを痛感したところです。

臨時休業に伴い、児童・生徒が長期にわたり在宅せざるを得ない状況が続く中、浮かび上がってきた課題の一つが、ICT環境の整備と効果的なICT利活用の促進です。

ICT環境の整備の面では、本市においては、平成28年度の岩国市小・中学校タブレット端末等整備事業において、各学校1クラス分のタブレット端末を整備し、全ての普通教室にWi-Fi環境を整備するなど、先進的な取り組みを行ってまいりました。また、令和元年12月に文部科学省が示したGIGAスクール構想にのっとり、令和2年度の校内ネットワークの整備を行い、令和3年度以降、1人当たり1台の児童・生徒用端末の整備を進めていく予定としておりました。

しかしながら、このたびの臨時休業期間の経験や、今後懸念される第2波・第3波への備えという観点から考えたとき、学校に登校し教室で授業やホームルームを受けることができない状態になることに対する備えとして、インターネット等の活用をしたり、学習保障の仕組みや学校と家庭をつなぎ双方向でのやりとりを行うシステムを早急に構築する必要性が高まってまいりました。

このような状況を踏まえて、国においても緊急的な対策が練られ、4月7日に文部科学省から「GIGAスクール構想の加速による学びの保障」が公表されました。これは、GIGAスクール構想を前倒しすることで、1人1台端末の早期実現や、学校からの遠隔学習機能の強化など、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的としており、補正予算として計上されることとなりました。

この国の動きを受け、本市においても、令和3年度以降に整備を進める予定であった児童・生徒用端末を令和2年度内に整備することとし、必要となる経費等を急遽算出して予算計上を行い、5月に行わ

れた岩国市議会臨時会において御承認いただいたところです。

現在、端末調達の準備を進めているところであり、7月には公募型プロポーザル方式により業者が特定されることとなっております。端末の調達においては、市単独の調達と県単位での共同調達について比較検討した結果、国の補助上限額となる1台当たり4万5,000円内で、より好条件で端末をスムーズに整備することができる県単位での共同調達に参加することとしました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、世界的にテレワークを行う人が増加し、パソコンやタブレットの在庫不足が続いております。端末の整備完了時期については見通しが立てにくい状況になっておりますが、可能な限り早い段階での整備に向けて善処してまいります。

ただし、仮に7月以降の早い時期に端末整備が完了するとともに、校内ネットワークの環境の整備が完了したとしても、いわゆるインターネットの世界につながる校外ネットワーク環境は、現状では高速大容量の通信に十分に対応していないため、同時に使用できる端末台数や活用方法には制限がかかることとなります。GIGAスクール構想における補助対象になっていない校外ネットワーク環境の整備は、令和3年度以降を予定しており、本年度内にも到来する可能性がある新型コロナウイルス感染症の余波への対策においては、既存の環境のもとでできることを推進していくことが重要となってまいります。

教育委員会としましては、再度、臨時休業を行わざるを得ない事態となることを想定し、前回の臨時休業中における経験とそこで見えてきた課題を検証し、既存の環境のもとで、効果的にICTを利活用するため、2つの対策を検討しております。

まず1点目は、臨時休業中の学習保障の取り組みの改善です。前回の臨時休業中の学習保障は、紙媒体での課題配付を中心に行ってまいりました。また、補助的な学習支援として、開発企業の協力を得てオンライン学習支援ソフトを期間限定で無償利用できるようにしたり、インターネット上の既存の学習支援動画コンテンツや教科書会社のホームページに掲載されている学習ドリルコンテンツを紹介したりしてまいりました。

紙媒体による課題配付は、全ての児童・生徒に同じ条件で課題を与えることができ、環境による教育格差を生みにくい方法であり、今後も臨時休業中の学習保障の基本となるものだと考えております。しかしながら、児童・生徒や保護者の方々から、「課題の解き方がわからず学習がとまってしまう」「課題を解いた後の振り返りができない」「小学生、特に低学年は学習意欲が持続しない」などの声が届いており、紙媒体での学習を補強するための手だてが必要だと考えられます。

そこで、対策としましては、学習課題に関する解説動画の作成を進めたいと考えております。これは、紙媒体で配付した学習課題に対する解説動画を作成し、各学校のホームページにアップロードすることで、課題に取り組んだ児童・生徒が学びの振り返りや確認を行うことができるようにするものです。

現在、動画をホームページにアップロードする方法のマニュアルを作成し、各学校に周知しているところですが、今後、現場の先生方に負担がかからない形での動画作成の方法や、短くて効果的な動画コンテンツに関する研究を進めてまいります。

次に2点目は、メンタルケアのためのオンラインホームルーム実施の体制づくりです。臨時休業期間中の懸案事項として、学習保障とともにクローズアップされたのが児童・生徒のメンタルケアです。本市では3月の臨時休業期間中に、校庭開放や自主登校日を実施するなど、児童・生徒の心身の健康保持に関する取り組みを行ってまいりました。それらは一定の効果を上げたものの、やはり長期間の在宅生活は、児童・生徒の不安、孤独感、ストレス等を生み出したことは否定できません。各学校では、電話連絡や家庭訪問等で児童・生徒の健康確認、メンタルケアなどを行ってまいりましたが、大規模校においては多くの時間を費やすこととなり、先生方の負担が多くなる面もあったと思われれます。これらの点に

つきまして、学校や教育委員会だけでなく、さまざまな立場の方々が喫緊の課題として考えられており、状況改善に向けたアドバイスや御提案をいただいているところです。

それらを踏まえた改善の方策として、ビデオ会議システムを活用したオンラインホームルームを実施できる体制づくりに取り組んでおります。定期的にオンラインで学校と家庭をつなぎ双方向でのやりとりを行うことで、担任は児童・生徒の様子を確認することができ、児童・生徒は担任や仲間の顔を見ることで安心感や一体感を感じることができるのではないかと思います。

現在、教育委員会及び各学校において既存のタブレットにビデオ会議システム用のアプリケーションをインストールし、幾つかの学校で先行的に通信テストを行っているところです。今後、徐々に接続台数をふやしながら通信テストを進めていき、7月には中学校区内での通信テストや、学校からPTA役員、学校運営協議会委員等への通信テストなどを実施し、8月末までにはテストを完了する予定となっております。

なお、家庭にインターネット環境がない児童・生徒に対しては、解説動画をDVDに保存して配付したり、学校施設を開放してインターネットが使えるようにしたりすることで、環境による教育格差が生じないように配慮してまいります。また、将来的にはモバイルルーターを貸し出すことで、LTE受信環境を整備するなどの方法も検討してまいります。

このほかにも、中長期的な展望としては、リアルタイムで行う、いわゆるオンライン授業へのニーズに応える対策を研究していく必要があると考えております。今後、市内小・中学校のICT教育実践者と協力したり、他県や他市町で行われているオンライン授業の先行事例を分析したりするなどして、導入の可能性を模索してまいります。

教育委員会としましては、GIGAスクール構想を軸としたICT環境の整備を推進するとともに、既存の環境の中でできる効果的なICT活用を促進することで、平時においてはもちろんのこと、緊急事態時においても、児童・生徒を誰一人取り残すことなく支援できる体制づくりに取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） それでは、再質問を行います。

まず、本市における医療現場の状況把握について伺います。

先ほどの答弁では、PCR検査が行われている割合が相談者の数の1割にも満たない数字となっておりますが、市としてはPCR検査が必要な相談者に対して検査が適正に行われてきたと考えているのか、お尋ねいたします。

○地域医療担当部長（山田真也君） 議員御案内のとおり、PCR検査数につきましては、相談者数の1割に満たないというのは承知しております。

このPCR検査につきましては、まず感染の疑いのある患者が帰国者・接触者相談センターに御相談され、国が定めた要件に適合するかどうかを審査し、検査が必要というふうに判断された場合に帰国者・接触者外来を紹介することになります。その紹介された帰国者・接触者外来において診断の結果、検体を採取するという流れになっております。

私どもといたしましては、以上のような流れで、帰国者・接触者相談センターの相談から検体を採取されるまで適正に処理されているというふうに認識しております。

○8番（武田伊佐雄君） では、少し質問の角度を変えて伺います。

PCR検査が必要だと思われる相談者が適正に検査を受けられる状況にあるかという点について、医療側と意見交換など行ってきたのか、お尋ねします。

○地域医療担当部長（山田真也君） このPCR検査が適正に行われているかなどについて、医療側と

の意見交換についてでございますけれども、先ほど御答弁いたしましたように、PCR検査については、我々としては適正に処理されているというふうには認識しております。

また、このPCR検査の結果については、帰国者・接触者外来やかかりつけ医のほうに毎回御報告をしているというふうにも伺っております。

意見交換につきましては、不定期ではございますけれども、岩国健康福祉センターが開催する新型コロナウイルス感染症に関する会議に私どもも同席いたしまして、PCR検査体制の状況や、あるいは入院体制について意見交換を行っているところでございます。

○8番（武田伊佐雄君） いろいろと関係機関と連携をとって、いろんな情報を収集されることに努力されていることはわかりました。

それでは、受診状況だけではなく医療物資の不足状況についても確認が行われているとの答弁でしたが、いつごろからどのような体制で行っているのか、お尋ねします。

○地域医療担当部長（山田真也君） 受診状況や不足物資の確認、医療機関に対する確認の件についてでございますけれども、まず、医療物資の不足状況につきましては、本年3月下旬ぐらいから確認を始めました。それから、受診状況につきましては、ちょっとおくれまして4月中旬から医療機関のほうに随時確認を行っております。

いずれも、まず電話による状況確認、それから、不定期ではございますけれども、岩国医療センターや医師会の関係者の方々と情報共有・意見交換の場というのを持ちまして、現状の共通認識を持つことと、情報収集や意見交換等を行ってまいりましたので、今後も引き続き行っていこうと思っております。

○8番（武田伊佐雄君） 壇上でも申し上げましたが、本市における医療体制に目を向けたとき、さまざまな分野の専門医がおられます。現場の声に耳を傾けることにより、本市の置かれている状況がより的確に把握できると思っておりますので、今後も引き続き、関係機関との連携に努めてください。

次に、本市における教育現場の対応について伺います。

期間限定で無償利用できたオンライン学習教材「すらら」について、幾つかまとめて質問いたします。

最終的な利用状況はどうだったのか、使用期間が延長されたことにより利用状況に変化があったのか、あわせてお答えください。

また、小学校6年生から中学校1年生に上がる段階で、連絡体制が変わったためか「すらら」を継続して利用できることを知らない保護者がおられたようですが、周知はされていたのか伺います。小学校を卒業してから中学校に入学するまでの間に連絡の漏れが起きないように改善策についてあわせてお聞かせください。

○教育次長（三浦成寿君） 「すらら」の最終的な利用状況としましては、1,405人からID・パスワードの申し込みがありました。

最初の無料利用期間の3月4日から4月7日までの申し込みが1,036人、無料利用期間が延長された4月8日から5月6日までの申し込みが369人となっております。

「すらら」の無料利用が開始されてから、随時、教育センターのホームページにて情報を公開するとともに、各学校への通知を行ってまいりました。特に、無料利用期間が延長となった4月6日には、教育センターのホームページに5月6日までの期間延長のお知らせを掲示して周知を図りました。また、その間、既に「すらら」を活用している児童・生徒に対しては、「すらら」にログインする際に表示される掲示板に期間延長のお知らせを掲示し、継続して利用できることを周知しております。また、各学校にも利用期間延長について通知をしたところでございます。

しかしながら、3月4日から春休みが終了する4月7日までの利用については、学校宛て文書にて児

童・生徒及び保護者に連絡をするよう依頼をしておりましたが、無料利用期間延長の情報に関しましては学校宛での連絡のみであり、児童・生徒及び保護者に連絡していただく旨の依頼をしておりませんでしたので、文書及びメール等での連絡をしていない学校もあったのではないかというふうに思っております。その辺については不徹底であった可能性もございます。今後は、全ての児童・生徒及び保護者に確実に情報が伝わるように慎重に対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 最後に、全ての児童・生徒、保護者に確実に情報が伝わるように対応することでしたけれど、具体的にどういうふうな対策をとられるのかというのが、ちょっと若干不明瞭だったかなと思います……。

私が聞いたところによりますと、保護者の方は、小学校を卒業されたので、その時点で学校からのメール連絡とかを一旦削除したため、中学校に入学するまでの間は、学校からのメール連絡の受け取りができない状況になっていたもので、そういったところの対応とかもちょっと注意してほしいと思いますし、学校側から生徒に文書を渡す場合も、早く卒業された場合というのは学校に行く機会も減りますので、そういった物理的な対応とかも、やはり、抜けがないように配慮して対応していただきたいと思います。

次に、壇上からの答弁で、「解説動画を作成し、各学校のホームページにアップロードする」とありましたが、例えば、専門の教科を持つ中学校の先生と、それから、全教科を受け持つ小学校の先生では、先生の負担も変わってくるのではないかと考えております。教育委員会独自の判断ではなく、現場の先生の声は反映されているのか伺います。また、具体的にいつから実施可能だと考えているのか、お示しください。

○教育次長（三浦成寿君） 現状は学力向上推進リーダー等の一部の先生方との情報交換を行い、どの程度の動画なら無理なく作成できるか検討しているところでございます。動画作成のフォーマット案をつくって、各学校の先生方の意見を聞いた後にマニュアルを作成したいというふうに考えております。

動画の作成は基本的に課題を出した先生にお願いすることになりますが、教科や学年で統一した課題を出し、動画作成はローテーションを組んで行うなど、一人一人の先生方の負担をできるだけ軽減できるようにしていきたいと考えております。

なお、動画作成のフォーマット案については、6月末までに作成し、7月中に各学校の先生方からの意見を集め、8月末までには動画作成マニュアルとして周知したいという流れで考えております。

○8番（武田伊佐雄君） 現場の先生の負担ばかりがふえることのないように御留意いただければと思うんですけど……。

次に、オンラインホームルームについて伺います。

先ほど、8月末までにテストを完了すると御答弁いただきましたが、さまざまな課題を申し上げられた中で、9月から実施可能となる計画を立てられていると理解してよろしいでしょうか。

○教育次長（三浦成寿君） ビデオ会議のシステム的には、6月中には整えることができるというふうに考えております。

教育長が壇上からの答弁でも申しましたように、7月以降、接続台数や接続環境を変えながら通信テストを実施してまいります。

8月の夏休み期間を中心に、学校から在宅の児童・生徒への通信テストを実施してテストを完了する予定でありまして、順調にいけば、9月以降、オンラインホームルームの実施体制が整備できると考えております。

○8番（武田伊佐雄君） なるべく、こういったオンラインでのホームルームというのが行われたいこ

とが一番望ましいとは思うんですけど、しっかりと計画に沿って検証していただき、いざというときには、児童・生徒が安心して先生たちや友達と顔を合わせられるような環境というのを整えていただければと思います。

最後にもう一点、大切なことを伺いたいと思います。

本市では、県内他市に先駆けて5月7日からの学校再開を判断されました。私は英断だったと思っておりますが、この判断については、保護者の皆様から賛否両論の御意見をいただきました。結果として学校に新たな感染者が出るようなことはありませんでしたが、今振り返っても、厳しい判断を迫られていたことと推察いたします。

その一方で、市内に46もの小・中学校が存在する本市において、大規模校と小規模校では休業にする基準が同じでなくてもよいのではないかという声もありました。具体的には、小規模校で10人に満たないようなクラスであれば、普通に登校しても大規模校の学童より人数は少ないといったような話でした。確かに本市において複式学級で構成されるような学校は全体の約3分の1になります。このあたりの問題については、どのような見解を持たれているのかお聞かせください。

○教育次長（三浦成寿君） 文部科学省が出しております新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインにおいては、臨時休業の判断は、「感染した児童・生徒等や教職員の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえる」とされておりまして、議員御指摘のように、今後は学校規模や地域の状況を踏まえ、市内一斉の臨時休業ではなく、地域を限定した形での臨時休業を実施することも考えられると思います。

市内一斉の臨時休業を行う場合におきましても、また、地域限定の臨時休業を行う場合におきましても、その判断は県や保健センター等の関係機関と情報交換をしっかりと行った上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（武田伊佐雄君） 今回の一般質問では、コロナ禍において市としてこれまでどのような対応をとられてきて、今後来ることが予測されている余波に対してどのように対応されようと準備されているのか確認させていただきました。今後も関係機関との連携を図りながら、市民が安心して暮らせるよう情報発信もしっかり行っていただくことを期待して、一般質問を終わります。